

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成 24 年第 2 回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
本臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、ご了承ください。

◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 最初に諸般の報告を行います。

4月23日、町長から第2回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。

本臨時会は、お手元に配付のとおり、承認3件が町長から、常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任、並びに一部事務組合議会議員の選挙の件が議会から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましてはお手元に配付のとおりです。

次に、閉会中の議員の異動について報告します。

去る3月16日、山本信之君から一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日、3月16日に議員辞職願いを許可しましたことを報告します。

また、この山本信之君の辞職及び、先の4人の議員の辞職に伴い、去る4月15日に執行されました川根本町議会議員補欠選挙におきまして、新たに久野孝史君、中村優君、芹澤廣行君、中澤莊也君、長塚誠君の5名が当選されました。

それではここで新たに当選された方々をご紹介しますが、お一人ずつ、簡単に自己紹介をお願いします。

まず最初に久野孝史君、お願いします。

○9番（久野孝史君） どうもみなさんおはようございます。久野孝史です。住まいは上長尾字高郷区です。2年ほどブランクがありますけど、また戻ってまいりましたので、

どうかよろしくをお願いします。

公約というか、街頭とか、この選挙で訴えたことは、やはりこの議会がよりよい議会、皆様に理解のできる議会、良識ある議会の訴えてきました。また議会基本条例のことも言っておりますので、そのようなものもこれから訴えていきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ありがとうございます。

続いて、中村優君、お願いします。

○4番（中村優君） 中村優でございます。

私は昭和12年の生まれでございます、この中では、議員の中では最高齢じゃないかと思っております。ともかく、私は千頭で生まれまして千頭で育ちました。それから営林署に就職しましてですね、昭和30年、40年ですね、40年頃から、結局、今の昔の本川根を出まして、あちこち転勤をしまっていました。その間いろいろな人と出会いましたし、それから各自治体の町長さんとか、あるいは助役さんとか、そういう方ともいろいろ接する機会がありましたものですから、そういう意味で一生懸命皆さん、それぞれ協力し合いながらいいまちづくり、それから村づくりをやっておりまして、大変参考になった部分もあります。そういうものを活かしながら一生懸命頑張っていきたいと思っております。

それと、選挙中に私、感じたことなんです、大変、今町民の皆さんがこの議会、あるいは行政に対してですね、いろいろな不満を持っておりますし、心配もしております。それで、私にも非常にまあ、なんとかですね、これを正常なものにしてくれと、立て直してくれという様な意見がいっぱいありましたので、その辺をこれから皆さんと協力しながら、とにかくいいまちづくり、発展するまちづくりをしていくために、微力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ありがとうございます。

次に、芹澤廣行君にお願いします。

○3番（芹澤廣行君） あらためましておはようございます。この度の補欠選挙におきまして当選しました芹澤でございます。生まれは旧本の小長井というところで、父母は農業で暮らしていたので、私は獣医学校に進みまして、帯広だったんですけども、卒業しましてから2年ほど畜産とはあまり関係ない滋賀県の衛生部に友達4人仲良し組で行きまして、ほとんどもう2、3年のうちに各々の出身県に帰ったということで。2年後に静岡県経済連という農業団体ですけども、そこの畜産部に勤めまして、大動物の診療、それから売買ですね、農協がやるような、そういうことを10年ほど、14年間やりまして、独立をしたいということで、馬、牛、豚、鳥の方は苦手ですけども、家畜専門の獣医師として12年ほど静岡に事務所を置きまして、西は春野、東は沼津の方まで往診しながら開業獣医師として暮らしておりました。突然の父の死によって、多少の山林も茶ばらもあるということで、田舎に帰って来いということで、平成12年に小動物病院を

開業しまして現在に至っております。

この度選挙に立候補したという私の最大の理由は、やはり年々再々、簡単に少子高齢化という言葉では片づけられない、今後もおそらく、5年10年の間にはこのような人口の減少、それから生まれる子どもさんの、なかなかその出生率というか出生の数ですね、少ない中で、これはこれとして真正面に受けて、では子どもはどのようにして増やしているのか。それで、高齢者が毎年同じように年を取っていく中で、手厚い対応っていうですね、まあ、この辺を私の活動の一つの拠点にしたいと考えております。

それから選挙活動中、私のグループといいますか、一つの事務所で1台の街宣車ということで、北は接岨から南は地名、久保尾の方まで車で移動しながらつくづく感じたことは、川根茶の振興という強い願いがあるんですけども、実際にはこの数年の間に茶園を放棄される方が、おそらく推定でも半分以上出てくるだろうと。そういう中で若い夫婦がここに定着してくれと親から言われても、非常にその、困難な状態の中で、これをどうして定住していただけるか。逆にまた、若いご夫婦をこの町に呼んで、働いていただいて子どもを産んでいただくと、そういう職場づくりをこつこつと皆さんと知恵を合わせながら一歩でも進めていきたいと、そのような感じしております。どうぞよろしく願います。

○議長（板谷 信君） ありがとうございます。

次に、中澤莊也君にお願いします。

○2番（中澤莊也君） おはようございます。地名の中澤莊也です。昨年まで皆さんと同じように行政の方に御厄介になっていろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

私が議会の議員選挙、補欠選挙に立候補しようと考えましたっていうんですか、こういうことが自分ではできるんじゃないかって思いましたのは、やはり行政の経験を活かし住民の方の声とか思い、そういうものを議会、行政に伝えさせていただける、そういう役割を担わせていただきたいという思いで立候補させていただきました。よく町長が言われますように、議会と行政は車の両輪だということですので、お互いに議論をしながら一つの方角に向かって明るい町づくりということに努めていきたいと考えております。よろしく願います。

○議長（板谷 信君） ありがとうございます。

最後に、長塚誠君、願います。

○1番（長塚誠君） 長塚誠です。よろしく願います。

私は公的な仕事というのはあまりしてきたことがなくて、ただ20代から文化財保護審議会というところには20年ちょっと所属させていただきました、中川根町史などにはかかわった経緯などはございます。それ以外のことはあまりかかわったことはなく、在任中は要請された職務に精励していく気持ちでおります。どうぞいろいろご指導をよろしく願います。

ただ、今回の選挙で多くの有権者の方々の声を、中村優さんがおっしゃってくださったように感じておりますので、その人たちの声を背後に自覚しながら議員活動を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ありがとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板谷 信君） 本臨時会招集にあたり、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。佐藤町長。

○町長（佐藤公敏君） 本日は平成24年第2回臨時議会の開催をお願いいたしましたところ、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

議員辞職に伴う補欠選挙が行われたことにより、今回の臨時議会開催の運びとなりました。

このたび、新たに川根本町議会議員になられた皆様、ご当選誠におめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

地方自治については、憲法第92条に、地方公共団体の組織及び運営に関する法律は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると規定されております。地方自治の本旨とは、地方自治の本来のあり方という意味であり、団体自治と住民自治の2つの要素からなるとされております。

団体自治とは、国から独立した地域団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関により、その団体の責任において処理することを言い、住民自治とは、地域の住民が地域的行政需要を自己の意思に基づき、自己の責任において決定することを言います。

憲法第93条第2項では、地方公共団体の長と議会の議員については、住民が直接これを選挙すると定めております。このように地方自治体は執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は、独立・対等の関係にたち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しております。

議会は、執行機関とは独立・対等の関係にあり、議会には、その重要な機能として地方自治体の基本事項を決定する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがあります。

住民直接選挙により選出された長と議員は、両者とも住民を代表する機関ですが、長が独任制であるのに対して、議会は複数の代表で構成された合議制の機関であることが特徴であります。したがって、議会はその審議の場に多数の住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定していくことが期待されております。

団体意思の決定に関する議会の権限については、地方自治法第 96 条第 1 項において、条例の一部を改正する条例について改廃、予算の決定、決算の認定など 15 項目が明示されておりますが、さらに必要に応じて議会の決定すべき事件を条例で定めることができる旨規定されており、議会の権限強化のためにその活用を求める声も多くなっていると聞いております。

執行機関の監視・評価に対する議会の権限については、地方自治法第 100 条に基づく 100 条調査権や地方自治法第 98 条第 1 項に基づく検査権、同条第 2 項に基づく監査権などが制度的に保障されております。また、議員個人の権限として、当該団体行政事務全般について口頭で執行機関の見解を求める一般質問が認められており、執行機関を批判・監視する上で重要な機能となっております。

一方、地方分権の推進によって、地方自治体の自主・自律がより一層求められることとなり、議会の政策機能の充実が重要になっております。議会は議案の提案・修正、意見書、決議による議会の意見の表明など、政策決定における大きな権限を有しておりますが、いずれも議員同士の議論が不可欠であります。合議体である議会では、議員同士で大いに議論することによって地域の課題や民意の確認がなされ、これらの多様な意見を調整しながら合意形成にいたることで、より多くの住民が納得できる政策を形成することができるのです。

このように議会と執行機関は、立場の違い、権限の違いはありますが町民の皆様の期待に応じていく責任を持っております。そういう意味で、お互いに緊張関係を保ちながらも、相互に手を携えあって川根本町の経営に当たっていききたいものと考えております。是非とも、議会の皆様への御指導と御協力をお願いするものであります。

本日は、専決処分した 3 件について承認を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ではありますが、行政報告にかえさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

◎日程第 1 議席の指定

○議長（板谷 信君） 日程第 1、去る 4 月 15 日に執行されました川根本町議会議員補欠選挙におきまして、新たに久野孝史君、中村優君、芹澤廣行君、中澤莊也君、長塚誠君の 5 人が当選されましたので、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議席の指定を行います。

今回当選された長塚誠君を 1 番、中澤莊也君を 2 番、芹澤廣行君を 3 番、中村優君を 4 番、久野孝史君を 9 番に指定します。

◎日程第 2 議席の一部変更

○議長（板谷 信君） 日程第2、議席の一部変更を行います。

今回、新たに当選された5名の方々の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

中野暉君の議席を5番に変更します。変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりです。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、高畑雅一君、7番、森照信君を指名します。

◎日程第4 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第4、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（板谷 信君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

なお、今回の委員の選任につきましては議員辞職により欠員となっております委員の選任ですが、委員会条例第3条第3項の規定によって、補欠委員の任期は前任者の残任期間となることを御了承ください。

それでは指名しました委員名簿を職員に朗読させます。

（議会事務局長 朗読）

○議長（板谷 信君） ただいま指名したとおりですが、これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（板谷 信君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

なお、今回の委員の選任につきましては議員辞職により欠員となっています委員の選任ですが、委員会条例第4条の2第3項の規定によって、補欠委員の任期は前任者の残任期間となることを御了承ください。

（「議長、動議」と言う者あり）

○議長（板谷 信君） はい、7番。

○7番（森 照信君） 休憩をお願いします。

○議長（板谷 信君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時20分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

なお、今回の委員の選任につきましては議員辞職により欠員となっています委員の選任ですが、委員会条例第4条の2第3項の規定によって、補欠委員の任期は前任者の残任期間となることを御了承ください。

それでは指名しました委員名簿を職員に朗読させます。

（議会事務局長 朗読）

○議長（板谷 信君） ただいま指名したとおりですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時39分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれの副委員長の互選が行われました。その結果の報告が第1常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、議長の手元にまいりましたので報告いたします。

第1常任委員会副委員長に鈴木多津枝君。議会運営委員会副委員長に森照信君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第7 川根地区広域施設組合議会議員の選挙

○議長（板谷 信君） 日程第7、川根地区広域施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は川根地区広域施設組合議会議員の辞職に伴う補欠選挙です。1名の議員を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

川根地区広域施設組合議会議員に長塚誠君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました長塚誠君を川根地区広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました長塚誠君が川根地区広域施設組合議会議員に当選されました。

ただいま川根地区広域施設組合議会議員に当選された長塚誠君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

**◎日程第8 承認第1号 専決処分した事件の承認について(川根本町
税条例の一部を改正する条例について)**

○議長(板谷 信君) 日程第8、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 承認第1号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由とその内容をご説明いたします。

本案は地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため、町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日、川根本町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としまして、固定資産税は、平成24年度の評価替えに当たり、原則として従来の土地に係る負担調整措置等を継続することになりましたが、住宅用地に係る措置特例については、不公平是正の観点から廃止になりました。ただし、納税者の負担等を考慮しまして、平成24年度及び平成25年度に段階的な経過措置が講じられます。

議案の3ページ及び新旧対照表の1ページ、2ページをご覧ください。

条例第36条の2、町民税の申告において、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要となり申告手続きの簡素化を図ります。

新旧対照表2ページをご覧ください。

第54条第7項、固定資産税の納税義務者等の改正は、関係する条文を整理する改正です。

次に附則の関係です。新旧対照表3ページから6ページをご覧ください。

現行の附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、第7項、第8項の関係する条文を改正するとともに、第10条の3に条文を改正するものです。

新旧対照表 7 から 8 ページをご覧ください。

附則第 11 条、附則第 11 条の 2 土地の価格の特例、現行制度の継続により適用を平成 24 年度から平成 26 年度に条文を整理する改正です

新旧対照表 9 ページから 12 ページをご覧ください。

附則第 12 条、宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例でございますが、商業地等は、据置特例も含め現行の負担調整措置を継続します。住宅用地に関しては据置特例は廃止、ただし平成 25 年度までについては据置特例を存置する経過的な措置を設けます。

新旧対照表 12 ページから 14 ページをご覧ください。

附則第 13 条、農地に対して各年度分の固定資産税の特例、及び附則 15 条、特別土地保有税の課税の特例につきまして、平成 24 年度から平成 26 年度と適用年度の改正です。

新旧対照表 15 から 16 ページをご覧ください。

附則第 22 条の 2 につきましては、一般社団法人又は一般財団法人が設置している幼稚園、図書館及び博物館において固定資産について固定資産税を非課税とする特例措置に関する条文を新たに加える改正です。

新旧対照表 16 ページから 17 ページをご覧ください。

附則第 23 条の 2 は、東日本大震災に係る被災居住用財産の土地を譲渡した場合に居住されなくなった日から 7 年、租税特別措置法の規定では 3 年の特例及びこの適用を受ける場合の申告書に関して新たに条文を加える改正であります。

新旧対照表 18 ページから 19 ページをご覧ください。

附則第 24 条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例で、住宅資金借入金等の金額を有するとき、引き続き住宅資金の特別控除の適用を受けることができる特例、適用期間の特例に関する条文整理の改正です。

2 項は、町民税に限り所得割の納税義務者が前年度の所得税につき規定を適用した場合の所得割の額から控除できる条文を新たに加える改正であります。

これらの制度改正の施行期日や経過措置については、附則により規定しております。

以上、専決処分しました川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

昨日の朝、疑問点を15点ほど書き出しまして、一応通告書ということでファクスで送ったんですけども、そのあとお昼近くと午後と電話で澤本課長からいろいろ説明をお聞きしたりして、かなり疑問が解けましたので、この場ではもう通告がいらぬ総括的な質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の条例改正ですけども、国の地方税法や租税特別措置法の改正に伴う改正ということで、夕べ調べたんですけど、国会では唯一日本共産党だけが担税力が大きい大企業や資産家優遇の減税延長や給与所得控除の縮小、住宅用地の固定資産税の軽減措置の据え置き特例を2年後には廃止するという庶民増税なども含んでいるということで、そこを指摘して反対したということを知りました。本来なら議会を開いて、きちんと審議して議決されなければならないものとは思うんですけども、国においてこういう形で3月30日に可決し、翌日公布し、4月1日より施行するという、こういうことがこれまでもしばしば行われてきています。町では議会を開くいとまがないという理由で、国と同じく3月30日と・・・先ほど町長は3月31日に専決と言われましたけども、この議案を見ますと3月30日になっていると思うんですけど、その1日のずれもちょっとわからないんですけども、条例を専決で行い、4月1日より施行しているということで、もしこの日程で町が、国と同じ日程なんですね、このやり方、日程が。3月30日に専決してということになると。町が条例と照らして関係するところを改正したとしたら、私は本当にもう神業ではないかと思いました。どのような方法で町の条例改正を行ったのかをお聞きいたします。

それから2点目、今回条例改正で町は270万円くらいの減収が見込まれるという説明も全協であったんですけども、条文の説明でも町民の負担増になるところはないと考えていいのかどうか、この点を確認させていただきます。

それから3点目ですけども、説明資料の改正点の3、一番最後のところ、3点目というところに、東日本大震災関係については、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例で譲渡した場合、租税特別措置法の改正で特例を受ける適用期間が3年から7年に延長されるという説明が書かれていますけど、どのような特例の内容なのか、減免っていいのか、お聞きいたします。

また、この件に関連して全協でも確認したことですけど、当町には現在、東日本地域、被災地域から避難されて来られている方はいないというふうな、行政が認識していたことに対して、原山の方面に家族で引っ越して来られた方がいるという情報を私は聞いたもんですから確認したんですけども、行政は認知していないということでしたが、その確認ができたかどうかを伺います。

この3点についてお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 4点のような気がしたけど、3点ですか。

○10番（鈴木多津枝君） またってつけたからね。最後のはね。最後のは東日本に関連しての質問です。

○議長（板谷 信君） それでは答弁をお願いします。

専決の経過はどこですか。総務課長ですか。

それじゃあ、まず大きい専決からいきますか。専決の経過の部分でしたね。ここの部分について。

(何か言う者あり)

○議長（板谷 信君） 暫時休憩とします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時13分

○議長（板谷 信君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第1号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、専決第1号、それからこのあと提案となりますが、承認第2号、川根本町国民健康保険税条例の一部改正について、専決第2号の件でございますけれども、平成24年3月30日専決として提案をしたわけでありまして、地方税法施行令の一部を改正する政令等、あるいはその国民健康保険法に係る改正について調べましたところ、その平成24年3月31日にそれぞれ公布されているということでございまして、その専決処分の日を平成24年3月31日に訂正させていただきたいと思っておりますので、誠に申し訳ないですがよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） はい。それ以外、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまの公布日関係につきましてはですね、事務的なところで休日等を外すというような誤解がありまして、31日に公布するところを30日ということで、誤解っていうんですか解釈誤りがありましたもんですから、今後このようなことのないように十分精査してやってまいりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それから最後に質問いただきました原山の件でありますけれども、こちらの住民票、戸籍関係等確認したところでは届け出はございません。これらについては、やはりあの、いろいろご本人っていうんですか、ご家族等のいろんなお考えとかですね、そういうプライバシー等の関係もありますので、一応その課税上等は住民基本台帳法に基づく届等を尊重していくということでご理解いただきたいと思います。

ただ、全協でも申し上げましたように民生委員さんとか保健委員さんとかとういう生活に関わる部分についてはこれから十分配慮していくように関係のところに指示をしてまいりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（澤本勝美君） それでは今回の制度改正で影響を受けるのがあるかということですが、住宅用地で負担水準が現在80%から90%の方で、平成24年度、25年度の間で負担水準が90%になるまで税額が上がります。ただし負担調整措置が継続します。また地価下落があった場合、負担調整が上がっても据置き部分に入ることもあります。その後平成26年に据置き特例が廃止されますと、現在の負担水準80%の方は上がる場合もあ

ります。

そして3点目の震災譲渡関係における内容ですが、その有していた家屋でその居住の用に供していた者が、東日本大震災により滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった方が、その滅失した家屋の敷地に供されていた土地、またはその土地の上に存する権利を譲渡した場合ということが内容になります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回の固定資産の関係でありますけれども、従来固定資産については小規模住宅用地とか一般の商用地等々、それぞれ分かれるんですけども、小規模住宅の場合にはですね、いわゆる家屋の建屋っていうのですか、面積の10倍まではですね、小規模住宅用地ということで200平米までは6分の1の課税標準、それからそれを超えるものについては3分の1というような、そういう軽減措置をしているわけですね。商用地等についても、これは全協等でも申し上げましたように、非常に土地の上昇とか下落に影響されやすいという部分があって、それでこの評価額っていうのも一般的に工事価格等に同一だという様な仮定で解釈をするんですけども、これの70%、商用地等の場合はですね、70%等に対して、その、それに一般的に合わせて持っていくと、まあ、これは税の公平性を図るという意味合いが強いわけなんですけれども。ただ、それまでに至らない土地があるわけですよ。例えば20%までに至らない場合は20%にしましょうよと。20%から60%、まあ、80%ですね、そこまでいく部分については、いわゆる課税、前年の課税標準、それにいわゆる評価額の5%、これを足して順次、段階的に追いついていきましょうよと、そういう制度で、全体のバランスをとりましょうよと、そういう制度です。

それで、中には小規模住宅の場合には、いわゆる80%まで、これは評価額に対しての減額措置をしているものですから、その3分の1、6分の1に対してですね、合わせていくんですけども、その課税標準が80%までに至らない場合は同様な扱いを行っていたわけですけども、それをですね、ある程度段階的にきたということで90%までにしましょうよということで、26年からはそれもやめて、いわゆる公平性を保って近隣の宅地と同じような扱いをしましょうよと、そういう解釈をしているわけでありまして。

それで被災地の関係でありますけれども、特に居住用にかかる部分については担税能力っていうのですか、これが脆弱であるっていうか弱いっていうことであるものから、通常の長期譲渡、短期譲渡等はその前の年の譲渡等に対してそういう減額措置等もあるんですけども、控除等あるんですけども、被災に関して租税特別措置法では一般に対してその居住用財産については3年というようにするんですけども、今回の東日本大震災についてはですね、これを7年の間みましましょうよと、そういういわゆる弱者に対する特例措置であるというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 原山の話なんですけども、つかんではないというか、わかっているのかもしれないけどプライバシーもあるからということで、生活支援については行政の方でも気を付けていきたいという、配慮したいという御答弁をいただいて、本当に良かったと思うんです。私、会ってもいないし話もしていないんですけども、その、伝え聞いた話では小さい子どもさんもいらっしゃって、奥さんはお腹が大きくて、もう産まれたのかもしれませんが、どれくらい、何カ月だったかわかりませんが、お腹が大きかったと。それで放射能が怖いから子どもたちを守りたいから、この安全なところへ思い切って来たってという話をしたよという話を聞いたもんですから、そういう本当に小さい子を抱えて、お腹が大きいという人には必ず行政の支援が必要ではないかと私も思いますので、ぜひコンタクトをとっていただきたいなと思います。

それから、再質問ですけども、先ほど長い時間休憩になってしまって、私は重箱の隅をつつくようなつもりは全くなかったんですけども、ただ、町長の提案理由の説明で日にちがずれているのが、はっと思っ言ってしまったことがこういうふうになったんですけど、本来私が言いたかったのは、再質問で言いたかったのは、このような国のやり方ですね、地方の議会がきちんと議論をして議決をして法律改正をしていく、条例、町の条例改正をしていく、そういうことが行われぬ、できないような日程で、しばしばこれまでも国はやってきて押し付けているわけですよ。それに対して議会も行政も本当に何も言えないのかということでは、先日も上位法の改正だからというふうな認識もあったりして、私は、これはおかしいと、絶対おかしいと思うもんですから、こういう地方分権ということが強く言われているときに、こういう町民からも、もしかして不利益な、過去にも不利益な改正もあったりしていますし、今、国は税と社会保障の一体改革というのを進めていますし、こういうものがこんな形で押しつけられたら、議会は何のためにあるんだということになってしまうわけですから、行政もなかなか抵抗できないということになるでしょうし、事前にこういうやり方に対して、おかしいと、やめるべきだというふうなことを言うべきだと思うんですけど、こういうことが全国の首長会とか議長会とか、町長、議長会のことは御存知ないかもしれませんが、問題にされていないかどうか、その点についてお伺いいたします。

それから・・・その1点だけお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長に対してですか。はい、町長。

○町長（佐藤公敏君） 国の方で、もしその余裕を持って議論していただいて、ある一定の期間を、余裕がある中で議決していただければいいんですが、いろいろ議会対策等の問題もあるのでしょうか、どうしてもぎりぎりになって関連法案が通っていくという状況がございますので。そういう中で、そのしわ寄せを末端の地方議会が、地方が受けるということに現状なっております。今後、ぜひ国に対してですね、そういうことを町村会、あるいはそういうものを通してお願いしていくようにしていきたいと、そういうことでご了解をお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）については原案のとおり承認することに決定しました。

**◎日程第9 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について）**

○議長（板谷 信君） 日程第9、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第2号、川根本町国民健康保険税条例の専決処分について、提案理由とその内容について、説明をさせていただきます。なお、この件につきましても先ほど3月30日ということで申し上げましたが、3月31日でございますので、よろしく願いいたします。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律について、居住用家屋が滅失したことにより、その居住用家屋の敷地となっていた土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る期間の要件が、租税特別措置法の規定で3年とあるのを、災害のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長する特例措置が講じられたことにより、附則第7項及び第8項に規定する同法律の特例措置を平成24年度課税分の国民健康保険税から適用することができるように附則を加えるものです。

以上、御審議の程よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算（第1号））

○議長（板谷 信君） 日程第10、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第3号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

これは、4月2日付けで専決処分させていただいておりますが、今回の補正は、町議会議員の辞職に伴い、平成24年4月15日に執行した、川根本町議会議員補欠選挙費をお願いするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般3ページからご覧ください。

第2款総務費、第5項選挙費は、816万2千円の増額です。これは4月15日に執行した町議会議員補欠選挙に係る報酬、手当、需用費等の経費です。

続きまして歳入について説明いたします。

事項別明細の一般2ページをご覧ください。

第17款繰入金第2項基金繰入金は、816万2千円の増額です。これは選挙費の財源として財政調整基金を繰り入れるものです。

以上、御審議の程よろしく願いいたします。

(「ページ数が違うんですけど」と言う者あり)

○議長(板谷 信君) この・・・これでやった。事項別明細書の、こっちの方で。この部分が議決事項になるもので。あとの部分はその説明という形になるもので。4ページ以降は。

(何か言う者あり)

○議長(板谷 信君) 全く問題ないと思いますが。

そのまま審議を進めます。いいですね、勘違いということで。

提案者の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) ただいま町長の提案理由の説明で事項別明細書のページ数が、歳出816万2,000円について、報酬とか人件費とか需用費とかというふうな説明が3ページというふうに言われましたね。そして歳入が、基金からの繰り入れということで2ページというふうに言われたんですけど、それは、結局私たちは今まで事項別明細書をご覧くださいって言われるときには、そのあとのページを、ちゃんと細々節の説明まであるのを見ていたものですから、その説明、そのページ数かと思って勘違いをして引き留めてしまいましたけど、その前のところだということですね。はじめて知りました。こういう説明の仕方があるというのを。

○議長(板谷 信君) 議決事項は款項なので。だけど、今までは確かにこっちの、もっと詳しい説明を提案理由の中でしていたので。

○10番(鈴木多津枝君) はい。はじめて知りました。申し訳ありませんでした。

○議長(板谷 信君) 質問をお願いします。

○10番(鈴木多津枝君) はい。町が行おうとしてきた全世帯への光ファイバー整備事業ですね、この是非を巡って本当に1年近い混迷が、町制の混迷が続いたわけですけども、ようやくここで落ち着きました。町民の人たちも本当に信頼回復に努めてほしい、ちゃんとした議会になってほしいというふうに声を掛けられています。信頼できる議会になってほしいというふうな声をたくさん掛けられています。

それで町長にお聞きしたいんですけど、住民投票で決めたいという町民の3割を超す署名を添えた要望を議会で否決したことで、この間の町政の停滞や多額な出費が発生したと私は思っているんですけども、このことについて、また責任についてどのように考えておられるか。それから、またこれでアンケートを行って、町長はアンケートによって賛成者が少ないということで、反対者が43%を超すということで、この事業を白紙撤

回するというふうなことを打ち出されたわけですが、情報格差については、町の都市部との情報格差、あるいは町内における地域間の情報格差、そういうものは相変わらず問題としてあるわけですが、それに対して今後どのように進めていくお考えかをお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 最初のご質問は、こういう選挙に至ったことについての責任ということですか。

町が提案したことについて、説明が不足していたということが一つにはあったかというふうに思います。これはある意味でその議論の最中にこういう事態に至ったという部分もあったかと思いますが、いずれにしても町民の皆様方にそういう説明が行き届かなかった、あるいは町の考えている方向が御理解をいただけなかったという点での、何て言いますか、そういう説明、結局は説明不足ということにつきましても、その点については反省をしているものであります。

それからアンケートを行って決めたわけですが、その情報格差は現実にあるというふうに思っているわけですが、これを今後どうするかというお話しでございますけれども、住民投票を請求してきた皆様方の考え方も情報格差があるという点については認められておりますので、今後情報通信基盤をどう整備していくのかというのは、全く不必要になった事業ではないという認識を持っております。したがって、また今後、そういう議論をしていくことが必要になってくるというふうに思っておりますけれども、今しばらくはですね、何て言いますか、今までの問題を引きずってしまってもいけないものですから、ある意味でそのもう少し冷静になれる、そういう状況を待った段階で必要があればまた議論をしていくということになっていくのではないかとこのように思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長の言われるとおりで私も思います。情報格差についての取り組みというのは、島田市でも今、今年度の予算で金谷地域に光ファイバーを引くということで、全世帯ではないやり方をしています。民間のNTTを主体にして、事業主体で、県と町が5,000万円ずつ出して1億円を公的補助をする、NTTが1億円出すということで2億円の事業だと聞きました。そういう形で、私はやっぱり全戸に引くという考えがうちの町の行政のまじめさ、優しさが仇になってしまったのかなというふうに、私は思っています。すべての町民に公平に差別なくサービスを提供したいということから、最初の事業が提案されたんだと思うんですけど、やっぱりそれに対しては高齢者が使えるか、亡くなったらどうするんだとか、空き家になったらどうするんだとか、いろんな負担も、町の負担も大きいじゃないかとか反論が出てくると、私はそれに対して説明ができなくなってしまいました。だから住民投票で決めてほしいと思ってたんですけども、それができなかったということは非常に残念なわけですが、その情報格差についての認識は同じだということであれば、やはりその今の、まあ、すぐということとは町長

が言われるように、また中には、まだやろうとしているんだよってというふうな声も聞きますので、そういう誤解を防ぐためにもちょっと冷却期間を置くというのは必要だと思いますけど、でもやはり委員会を立ち上げて民間のこういう通信事業者に働きかけていく、国にも働きかけていくということを是非今後前向きに進めていただきたいと思うんですけど、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 情報通信基盤整備については、町の将来にとって必要な投資であると、そういう考え方に基づいてきたわけで、この考え方そのものについてはまだ変わっていないと言いますか、間違いなく必要なツールだろうというふうに思っております。したがって、これをどういう方向でどういうふうな形で導入していくのかということについては、いったん白紙にしてという状況の中でございますので、基本的にはどういう形でその議論をスタートさせるのか、あるいはその議論をするにあたってどのような、何て言いますか、協議の場をつくっていくのかという部分、その中にその住民の皆様方の御意向をどう取り上げていくのかという部分が大きな課題になってくるというふうに思っておりますので、そういうことも含めてですね、皆様方がそういう議論に臨める状況にできるだけ早くなるような形を求めていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算（第1号））についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算（第1号））については原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第11 川根本町議会議員派遣の件について

○議長（板谷 信君） 日程第 11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第 121 条の規定による議員派遣の件については、お手元に配布した議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配布した議員派遣の件のとおり決定しました。

◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第 2 回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 43 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年4月26日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 高 畑 雅 一

署 名 議 員 森 照 信